

学校法人八商学園 中九州短期大学 介護職員初任者研修学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。
学校法人八商学園 中九州短期大学
熊本県八代市平山新町4 4 3 8

(目的)

第2条 高齢者数の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、必要な知識、技能を有する介護職員を積極的に育成し、熊本県における在宅福祉の推進に資する。

(研修事業の名称)

第3条 研修事業(以下、「研修」という。)の名称は次の通りとする。
中九州短期大学 介護職員初任者研修

(受講資格)

第4条 原則として中九州短期大学に在籍する学生で、在宅、施設を問わず介護職員として従事しようとする意欲のある18歳以上の者。

(研修場所)

第5条 前条の研修を実施する為に使用する研修場所は次の通りとする。
学校法人八商学園 中九州短期大学 (熊本県八代市平山新町4 4 3 8)
(講義) 中九州短期大学 介護実習室及び講義室
(演習) 中九州短期大学 介護棟

(研修時期及び期間)

第6条 研修時期は毎年度本学2年次前期4月1日～8月31日にかけて研修を実施し、研修期間は原則4ヶ月間とする。

(研修カリキュラム及び日程表)

第7条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム及び日程表」の通りとする。

(担当講師)

第8条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧」の通りとする。

(研修修了の認定方法及び修了評価不合格の場合の取り扱い)

第9条 研修の全課程を履修した者に対して、「熊本県介護職員初任者研修実施要綱」の「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の修得程度を評価し、かつ、筆記試験(1時間以上)を実施して修了の認定を行なう。

また、認定基準は次の通り、理解度の高い順に、「秀」、「優」、「良」、「不可」の4区分で実施し、「良」以上の評価の受講者を評価基準を満たした者として認定する。評価基準に達しない者は必要に応じて補講を実施、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準(100点満点)

「秀」=90点以上、「優」=80点以上、「良」=70点以上、「不可」=70点未満

(研修欠席、遅刻、早退、退講の取り扱い)

第10条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とみなす。また、早退は研修終了10分前まで受講することをもって早退とし、これを満たさない場合は欠席扱いとする。

本人のやむを得ない事情により、退校する場合は退校に関する手続きを行うことによっては、認めるものとする。

(補講の取り扱い)

第11条 欠席科目についての補講講義は、本人が希望した場合に限り実施するものとする。補講講義を希望する場合は、欠席該当日の翌日以降に事務局に申し出るものとする。特に申し出のない場合は、補講講義は実施しない。

(受講者本人の確認方法)

第12条 研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する。公的証明書は、住民票・住民基本台帳カード・健康保険証・運転免許証・パスポート・年金手帳等による。

(受講手続き)

第13条 受講手続きは次の通りとする。

介護職員初任者研修事業における説明会を実施し、申し込み用紙に必要事項を記入後、所定の期日までに申し込みをおこなう。

(受講料、実習費等)

第 1 4 条 受講料、実習費等については、¥ 1 5 , 0 0 0 を徴収する。

(研修使用教材)

第 1 5 条 研修に使用する教材は、本学が指定するものとする。

(修了証明書の交付)

第 1 6 条 第 9 条にもとづき修了を認定された者は介護職員養成研修事業者である中九州短期大学が証明書様式に基づき修了証明書と修了証明書(携帯用) を交付する。

第 1 7 条 その他留意事項

研修事業の実施にあたり、次の通り必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
- (2) 事業実施により知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第 1 8 条 本学則に必要な細則ならびにこの学則に定めない事項で必要があると認められる時は本学がこれを定める。

(附則) 本学則は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) 本学則は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。